

令和 7 年

七ヶ浜町議会会議録

1 月第 2 回会議	1 月 2 8 日 開 会
	1 月 2 8 日 散 会

七ヶ浜町議会

令和 7 年 1 月 2 8 日（火曜日）

七ヶ浜町議会定例会 1 月第 2 回会議会議録
（第 1 日目）

令和7年七ヶ浜町議会定例会1月第2回会議会議録第1号

令和7年1月28日（火曜日）

出席議員（13名）

1番	鈴木洋市君	2番	鈴木篤君
3番	佐藤信輝君	5番	鈴木博君
6番	鈴木恵子君	7番	佐藤直美君
8番	熊谷明美君	9番	佐藤壮一君
10番	遠藤喜二君	11番	岡崎正憲君
12番	歌川渡君	13番	仁田秀和君
14番	安倍敏彦君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	寺澤薫君
副町長	平山良一君
総務課長兼デジタル推進室長	藤井孝典君
防災対策室長	石井直紀君
企画財政課長	青木ゆかり君
税務課長	遠藤衛君
町民生活課長	宮下尚久君
まちづくり振興課長	鈴木昭史君
建設課長兼復興推進室長	鈴木英明君
国際村事務局長	我妻幸弘君
子ども未来課長	菅井明子君
健康福祉課長	関本英児君
長寿社会課長	沼倉隆弘君

会 計 管 理 者	鈴 木 正 実 君
上 下 水 道 事 業 所 長	後 藤 謙 一 君
教 育 長	須 藤 清 君
教 育 総 務 課 長	稲 妻 和 久 君
生 涯 学 習 課 長	遠 藤 弘 次 君

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	佐々木 祐 一 君
同 書 記	鈴 木 一 叶 君

議事日程 第1号

令和7年1月28日（火曜日） 午前10時00分 開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
 - 日程第 2 会議日程の決定
 - 日程第 3 議案第 3号 職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
 - 日程第 4 議案第 4号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
 - 日程第 5 議案第 5号 議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
 - 日程第 6 議案第 6号 令和6年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第6号）
 - 日程第 7 議案第 7号 令和6年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
 - 日程第 8 議案第 8号 令和6年度七ヶ浜町介護保険特別会計補正予算（第3号）
 - 日程第 9 議案第 9号 令和6年度七ヶ浜町水道事業会計補正予算（第3号）
 - 日程第10 議案第10号 令和6年度七ヶ浜町下水道事業会計補正予算（第4号）
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会議日程の決定

日程第 3 議案第 3 号 職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 4 議案第 4 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 5 議案第 5 号 議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 6 議案第 6 号 令和 6 年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第 6 号）

日程第 7 議案第 7 号 令和 6 年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）

日程第 8 議案第 8 号 令和 6 年度七ヶ浜町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 9 議案第 9 号 令和 6 年度七ヶ浜町水道事業会計補正予算（第 3 号）

日程第 10 議案第 10 号 令和 6 年度七ヶ浜町下水道事業会計補正予算（第 4 号）

日程第 11 議員提出議案第 2 号 ガソリン税の見直しを求める意見書の提出について

午前１０時００分 開会

○議長（安倍敏彦君） おはようございます。本日１月28日は休会の日ですが、議事の都合により、令和７年七ヶ浜町議会定例会を再開し、１月第２回会議を開催いたします。直ちに本日の会議を開きます。ただいまの出席議員は13名であります。本日の議事日程は、お手元に配付した通りであります。

日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（安倍敏彦君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において13番 仁田秀和議員、1番 鈴木洋市議員を指名いたします。

日程第２ 会議日程の決定

○議長（安倍敏彦君） 日程第２、会議日程の決定を議題といたします。

お諮り致します。令和７年七ヶ浜町議会定例会１月第２回会議の日程は、本日１日間といたしたいと思います。これに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声がありますので、異議なしと認めます。よって、１月第２回会議の日程は、本日１日間と決しました。

○議長（安倍敏彦君） なお、今定例会に出席している職員は、お手元に配付したとおりであります。

提案理由の説明

○議長（安倍敏彦君） ここで、寺澤 薫町長へ提案理由の説明を求めます。寺澤 薫町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） おはようございます。

それでは、令和７年七ヶ浜町議会定例会１月第２回会議に御提案いたしました議案について説明をさせていただきます。

今回提出いたしました議案につきましては、議案第３号から議案第10号までの８議案であり

ます。

詳細につきましては、後ほど担当課長から説明申し上げますので、私からは要点のみを説明させていただきます。

初めに、議案第3号職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例については、人事院勧告及び国における法改正に鑑み、本町の職員についても同様の扱いとするものであります。

次に、議案第4号特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については、人事院勧告及び国における法改正に鑑み、本町の特別職の職員で常勤のものの期末手当についても同様の扱いとするものであります。

次に議案第5号議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例については、人事院勧告及び国における法改正に鑑み、本町の議会議員の期末手当についても同様の扱いとするものであります。

次に、議案第6号は令和6年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第6号）であります。補正の額は5,174万1,000円の追加で、補正後の総額は歳入歳出それぞれ83億8,739万8,000円とするものであります。歳出の内容としましては、人事院勧告及び人事異動等による人件費の整理、家計急変世帯分の物価高騰対応重点支援給付金支給事業、町道整備工事、特別支援教育用備品購入事業であります。主な財源としましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、防災安全社会資本整備交付金、町道整備事業債等を充当しております。

次に、議案第7号は令和6年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）であります。補正の額は64万円の追加で、補正後の総額は歳入歳出それぞれ24億5,755万3,000円とするものであります。内容としましては、人事異動等による人件費の整理であります。

次に、議案第8号は令和6年度七ヶ浜町介護保険特別会計補正予算（第3号）であります。補正の額は673万2,000円の減額で、補正後の総額は歳入歳出それぞれ21億2,322万8,000円とするものであります。内容としましては人事院勧告及び人事異動等による人件費の整理であります。

次に、議案第9号は令和6年度七ヶ浜町水道事業会計補正予算（第3号）であります。3条予算収益的支出の営業費用から240万1,000円を減額、4条予算資本的支出の建設改良費から100万飛び2,000円を減額するものであります。補正の内容は人事院勧告及び人事異動等による人件費の整理であります。

次に議案第10号は令和6年度七ヶ浜町下水道事業会計補正予算（第4号）であります。3

条予算収益的支出の営業費用から88万4,000円を減額し、4条予算資本的支出の建設改良費へ27万4,000円を追加するものであります。補正の内容は人事院勧告及び人事異動等による人件費の整理であります。

以上、提案いたしました議案について説明をさせていただきましたが、慎重審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げ提案理由の説明とさせていただきます。ありがとうございます。

日程第3 議案第3号 職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（安倍敏彦君） 日程第3 議案第3号職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（藤井孝典君） 議案第3号、職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書は1ページをお開きください。提案理由といたしましては、人事院勧告及び国における法改正に鑑み、本町の職員についても同様の扱いとするものであります。それでは新旧対照表に基づきご説明したいと思います。

議案参考資料の1ページ目をお開きください。まず第1条職員の給与に関する条例の一部改正となります。同条例第19条第2項につきましては、職員の期末手当の額についてとなります。12月に支給する場合の率を改正前の100分の122.5から改正後100分の127.5とする規定になります。第3項では定年前再任用短時間勤務職員について、前項の規定の読み替え部分の改正となります。6月に支給する場合の率を100分の68.75、12月に支給する場合の率を100分の71.25とする規定になります。

次に2ページをご覧ください。同条例第20条第2項第1号につきましては定年前再利用短時間勤務職員以外の勤勉手当の額についてとなります。12月に支給する場合の率は、改正前の100分の102.5から、改正後100分の107.5とする規定になります。

次に同ページから3ページになります。同項第2号につきましては、定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当の額についてとなります。12月に支給する場合の率は、改正前の100分の48.75から改正後を100分の51.25とする規定になります。同ページ、以下につきましては第4条関係で給料表を改めるものであります。

同じく資料の7ページをご覧くださいと思います。第2条では職員の給与に関する条例の一部改正となります。第10条第2項につきましては扶養手当となります。第1号を削除し、以下の号が繰り上げとなります。

同ページから8ページになります。同第3項につきましては、満22歳に達する日以後の最初の3月30日までにある子の額を13000円に引き上げ、第5号を新設となります。

同じく8ページ目から9ページ目となります。第11条につきましては削除となります。資料につきましては飛びまして10ページ目となります。第11条の2では地域手当についてとなります。級地の変更により、第3号が100分の12、第4号が100分の8、第5号が100分の4、第6号と第7号が削除となります。

次に同ページから12ページ目にかけてとなります。第11条の2の2につきましては、地域手当の異動保証となります。11ページでは異動などによる級地の変更があった場合、3年の保証期間を設ける規定となっております。12ページでは第3号を新設し、異動日の日から3年を経過するまでの期間。要するに異動後から3年目までの支給割合について、100分の60を乗じて得た額とするものです。

次に第11条の3は住居手当となります。第1項第2号中配偶者の次に届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含むを加えるものとなります。

次に同ページから16ページに渡ってとなります。第11条の4は通勤手当となります。主なところとしましては、14ページの第3項から第5項の新設となります。新幹線や高速道路を利用した通勤を認め、その上限額を月額15万円と規定するものであります。

次に16ページをお開きください。第11条の5は単身赴任手当となります。第3項につきましては文言の整理となります。

次に17ページとなります。第18条の2は管理職特別勤務手当となります。第18条の2第2項では対象となる時間の改正となります。現行午前0時から午前5時までとなっているところを、午前10時から翌日の午前5時に改めるものとなります。午後10時から翌午前5時までですね。午前5時は変わらないんですけど、手当の開始となる時間が午前0時だったものが、その2時間前の午後10時からの勤務から該当になるということでの拡大ということになります。2時間前倒しで適用されるということになります。

第3項では前項における勤務をした場合の管理職特別勤務手当の額について規定するものとなります。同項第1号は文言の整理となります。

次に18ページをお開きください。第19条第2項につきましては、職員の期末手当の額とな

ります。6月、12月に支給する場合の率を100分の125とする規定になります。第3項では定年
前再任用短時間勤務職員について前項の規定の読み替え部分の改正となります。6月、12月に
支給される場合の率を100分の72とする規定になります。同ページ下段部分から19ページ目に
渡ってとなります。第20条第2項第1号につきましては、定年前再任用短時間勤務職員以外の
勤勉手当の額についてとなります。6月、12月に支給する場合の率を100分の105とする規定と
なります。

19ページになります。同項第2号につきましては、定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手
当の額についてとなります。6月、12月に支給する場合の率を100分の50とする規定となりま
す。同ページ以下は第4条関係で給料表を改めるものであります。

23ページをご覧ください。23ページに飛びます。第3条一般職の任期付職員の採用等に関
する条例の一部改正となります。第6条は給料表を改めるものであります。24ページをご覧
ください。同条例第8条第3項については、特定任期付職員に対する期末手当の率の改正となり
ます。6月に支給する場合には100分の170、12月に支給する場合の率は100分の175とする規定
となります。

25ページに移ります。第4条も一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正とな
ります。第6条第4項では特定任期付職員業績手当の廃止となり、同条第5項はそれに伴う文
言の整理となります。

26ページ第8条第3項は特定任期付職員に対する期末手当の率の改正及び新たに勤勉手当
の新設となります。期末手当については6月、12月に支給される場合の率を100分の95、勤勉
手当については、100分の87.5とする規定になります。

議案書13ページにお戻りいただければと思います。議案書13ページになります。附則、第
1条第1項により施行期日につきまして、公布の日から施行となりますが、第2条及び第4条
の規定は令和7年4月1日からの施行となります。同第2項により第1条及び第3条は令和6
年4月1日からの適用となります。以下、経過措置等について規定しております。

説明につきましては以上となります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。仁田議員。何点でし
ょう。

○13番（仁田秀和君） 1点でございます。議案参考資料の12ページ中段の第11条の3（2）の
文中、配偶者の後のかっこ書き、「届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるもの

を含む。」と明記されました。このことにつきましては現代の多様な家族体系に対応し、公平性を確保する重要な変更であるというふうに考えます。この文章を新設された経緯について説明を求めます。

○議長（安倍敏彦君） 総務課長。

○総務課長（藤井孝典君） この度の人事院勧告に基づく給与の改定の目的の大きなところで、多くの人材を集めるというところがございます。その一環で対象とする扶養親族枠も広げたと。あとはこの世代世相に合ったものと拡大したというふうに認識しております。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） このような配慮は公平性を確保する、そして職員の多様なライフスタイルを尊重し、働きやすい職場環境の実現に寄与するものというところで、多くの人材を集めることに大変寄与されるものかなというふうに思います。この実際の運用にあたっての確認手段等について伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 総務課長。

○総務課長（藤井孝典君） こちらにつきましては、今後国から規則が出る予定になっておりますので、そちらに準じたものになると思われれます。以上です。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） こちらの適用される職員に対してしっかりと配慮して申請しやすい運用をされるということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 総務課長。

○総務課長（藤井孝典君） はい、その通りでございます。

○13番（仁田秀和君） 以上です。

○議長（安倍敏彦君） 他に質疑ございませんか。鈴木恵子議員。

○6番（鈴木恵子君） 3点あります。まず1点目は資料1の1ページなのですが、第1条職員の給与に関する条例で、第3項の定年前再任用短時間勤務職員とは、どのような人がいるのかということと、何人いるんですかということです。

○議長（安倍敏彦君） 総務課長。

○総務課長（藤井孝典君） それでは、定年前再任用短時間勤務職員についてご説明いたします。この区分となる職員は今年定年延長が65まで暫定的に伸びているところです。完成が令和13年度だったと思いますが、それまでの間1年ずつ定年が延長してまいります。その中で途中で再任用に切り替える、定年延長ですのでそのままいけばプロパーの給料等になるのですが、途中で

再任用に切り替えたい場合という方も中にはいらっしゃいます。その場合は今までのように60歳定年でそのまま再任用に切り替わるのではなくて、フルタイムではなくて時短しか選べなくなるというところになります。ですので、定年延長でフルタイムで働くか、時短の再任用を選ぶかということなんです。これが、定年延長が完成してしまえば、これは暫定的なものですので、定年前で再任用を選択した方がこの形態になるというふうに理解していただければと思います。

○議長（安倍敏彦君） 惠子議員。

○6番（鈴木恵子君） そうすると現在はいないんですか。

○総務課長（藤井孝典君） 今現段階では今年の3月で退職する方の定年が62歳となりますので、今現在でまだここを選択している方はいないです。

○議長（安倍敏彦君） 惠子議員。

○6番（鈴木恵子君） 2点目です。資料の7ページ、第10条第2項の扶養家族についてなんですが、人事院勧告及び国は、なぜ配偶者を職員の扶養から外したのだろうかという単純な質問です。

○議長（安倍敏彦君） 総務課長。

○総務課長（藤井孝典君） こちらも人事院勧告の通りの説明となってしまうのですが、国の今回の方向としては配偶者にかかる手当を廃止して、子供にかかる手当の方を増額というふうな扱いにしたというふうになっております。

○議長（安倍敏彦君） 惠子議員。

○6番（鈴木恵子君） 3点目です。資料の10ページなんですが、第11条地域手当についてなんです。2点なんですけど、1点はまず七ヶ浜町は何級地に該当するのかというところなんです。

○議長（安倍敏彦君） 総務課長。

○総務課長（藤井孝典君） 七ヶ浜町は、残念ながら地域手当の該当地ではございません。

○議長（安倍敏彦君） 惠子議員。

○6番（鈴木恵子君） そうしますと、当初予算で総務費に地域手当を支給して予算化しているのが34万7,000円。それから民生費のところでは19万1,000円ありますけれども、それはどのように捉えていいのでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 総務課長。

○総務課長（藤井孝典君） こちら例示いたします。まず総務費の方ですが、県の方に出向して

いる職員がおります。そうしますと勤務地が仙台市ということになりますので、仙台市は地域手当の該当地になりますので、地域手当が支給されるというふうなことになります。

○議長（安倍敏彦君） 恵子議員。

○6番（鈴木恵子君） そうしますとだいたい、総務費も民生費も仙台市で働いている人が該当になっているってということなんですね。

○議長（安倍敏彦君） 総務課長。

○総務課長（藤井孝典君） 民生費の方はまた別な、富谷市の方になりますので別々にはなりますが、いずれ地域別の該当地に勤務すると地域手当が支給されるということになります。

○議長（安倍敏彦君） 他に質疑ございませんか。篤議員、何点でしょうか。

○2番（鈴木 篤君） 2点お尋ねいたします。基本的な質問で申し訳ないんですが、まず1点目、説明をお聞きすると人事院勧告により職員の皆さんの給料のベースアップをするような内容かと思うんですが、働かれてる方は役職とかに問わず全員該当して、いただく給料が上がるという認識でよろしいかお尋ねいたします。

○議長（安倍敏彦君） 総務課長。

○総務課長（藤井孝典君） 基本的には今回の人事院勧告で全てが上がりますが、役職の階層によって上がり幅は違います。若い方、特に初任給に今回は大きく増額の傾斜がございます。全体では3.0%の増とはなっておりますが、初任給をベースに若い方に増額の幅は偏ってるという形になります。

○議長（安倍敏彦君） 篤議員。

○2番（鈴木 篤君） では2点目に移らせていただきます。こちら、試算でも構わないんですが、これを適用することによって、人件費がどのくらい上がるとか、税金の収入が増えるわけではないと思うので、そうすると人件費の割合が高くなるってことが考えられるのかなと思うんですけど、その辺りいかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 総務課長。

○総務課長（藤井孝典君） 今回の人事院勧告の影響につきまして、増額分というご質問だと思いますのでお答えいたします。概算になりますが、人勧の影響で人件費のアップ分は約4,100万円となります。以上です。

○議長（安倍敏彦君） 篤議員。

○2番（鈴木 篤君） かなりの額にはなっているところなんですが、それが町の施策に与える影響というか、そういうのはどのようにお考えになっているのかお尋ねいたします。

○議長（安倍敏彦君） 総務課長。

○総務課長（藤井孝典君） 人件費の増分につきましては交付税の方で算定されるということで認識しております。以上です。

○議長（安倍敏彦君） 他に質疑ございませんか。歌川議員、何点でしょうか。

○12番（歌川 渡君） 3点です。議案書の6ページ、第2条職員の給与に関する条例の一部ということで前者質問しました、地域手当について再度ちょっと説明を求めたいと思います。一つは6級7級が廃止されました。そしてさらに3級以下が減額されたことについて、人事院勧告及び国からの説明等について改めて求めたいというふうに思います。

○議長（安倍敏彦君） 総務課長。

○総務課長（藤井孝典君） この地域手当の国の考えは、人勤の時点では、なるべく公平性を担保して平らにしていくということでの考えと聞いております。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 先ほど前者が、地域手当で令和6年度で仙台市と富谷市に勤務しているというような説明がありました。まず、それぞれに執行している人数と、あとはそれぞれのこの地域手当の支給率について、それぞれの市の割合について説明を求めたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 少々お待ちください。はい、総務課長。

○総務課長（藤井孝典君） 級地になりますが、まず仙台市が4級地ということになります。

（「見直し後。」の声あり）見直し後ですね。見直し後の級地が仙台市が4級地でもう1箇所が5級地ということになります。（「課長、もう一か所は富谷ってことでいいんだよね。」の声あり）はいそうですね。はい、失礼しました。以上です。（「人数。」の声あり）人数につきましては一名ずつということになります。仙台1、富谷1ということになります。

○議長（安倍敏彦君） あともう1個。（「支給率。」の声あり）支給率か。はい、総務課長。

○総務課長（藤井孝典君） 支給割合は4級地で8%、5級地で4%ということになります。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 再質問させていただきます。それぞれのですね。特に過去の支給率がそれぞれ4級について8%、5級については4%というご説明がありました。過去の支給状況については富谷市については6%という事例があったかと思いますが、4%に減額されたその主な理由について、説明を求めたいというふうに思います。

○議長（安倍敏彦君） 総務課長。

○総務課長（藤井孝典君） こちらも国の人事院での見直しとなりますが、地域手当に格差があって、今回の人勧の最もの目的である、人材を広く集めるというところの格差になっている、繋がっているというところがあって、地域手当に関しましてはなるべく、地域格差がないように平準化されているというところで、率の見直しが入ったというふうに認識しております。以上です。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 次に移ります。事務的な改善を求めるものであります。12ページ。今回の議案第3号については職員の給与に関する条例がひとつ。あとは一般職の任期付職員の採用等に関する条例という2つの条例であります。そこで、この12ページですね。上段の表から、条例的には別になっているんですよ。なのでやはり確認する議員側の利便性を考えれば、これをかいきよにすべきではなかったのかな。そういう改善が必要ではないのかなというところで、当局の理由について説明を求めたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 総務課長。

○総務課長（藤井孝典君） ご指摘の通りの部分が多分にあるところだと思います。今のところは現状、町では国の示されている通りとしておりますが、検討の余地があることから今後の課題とさせていただきたいと思います。

○12番（歌川 渡君） 以上です。

○議長（安倍敏彦君） 他に質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑ないので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）

次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）

討論ないので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声が多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第4号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（安倍敏彦君） 日程第4、議案第4号特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する

る条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（藤井孝典君） それでは、議案第4号特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書は19ページをお開きください。提案理由といたしましては、人事院勧告及び国における法改正に鑑み、本町の特別職の職員で常勤のものの期末手当についても同様の扱いとするものであります。それでは新旧対照表に基づきご説明いたします。

資料27ページをお開きください。まず第1条は特別職の職員で、常勤のものの給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例となります。同条例第4条第1項において支給する場合の率を12月に支給する場合、100分の175と指定しております。

資料28ページをお開きください。第2条では同じく第4条第1項において支給する場合の率を100分の172.5とする規定となります。

議案書の20ページにお戻りください。附則第1条において、施行期日につきましては公布の日から施行となりますが、第2条が令和7年4月1日から施行、第1条は令和7年4月1日より適用となります。説明は以上となります。

○議長（安倍敏彦君） 他に質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）

次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）

討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声が多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第5号 議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（安倍敏彦君） 日程第5、議案第5号議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（藤井孝典君） 議案第5号議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条

例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書は、22ページをお開きください。提案理由は人事院勧告及び国における法改正に鑑み、本町の議会議員の期末手当についても同様の扱いとするものであります。それでは新旧対照表に基づきご説明いたします。資料29ページをご覧ください。まず第1条は議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例となります。同条例第5条第3項において、12月に支給する場合の率を100分の175とする規定になります。

資料は30ページをお開きいただければと思います。第2条では同じく第5条第3項において支給する場合の率を100分の172.5とする規定になります。議案書の22ページにお戻りいただければと思います。附則第1条で施行期日につきまして公布の日から施行となりますが、施行期日につきましては、第2条が令和7年4月1日より施行、第1条が令和7年12月1日より適用となります。説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 他に質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）

次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）

討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声が多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第6号 令和6年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第6号）

○議長（安倍敏彦君） 日程第6、議案第6号令和6年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。当局の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君） それでは、議案第6号令和6年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第6号）について説明いたします。

議案書23ページをお開きください。第1条として規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,174万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ83億8,739万8,000円に定めようとするものであります。第2条では繰越明許費、第3条では地方債を補正するものであります。27ページをお開きください。第3表は繰越明許費の設定であります。10款教育費2項、小学校費の特別支援教育用備品購入事業150万円につきましては納品に期間を要し、年度

内に事業の完了が見込めないことから翌年度へ繰り越そうとするものであります。

28ページをお開きください。第3条は地方債の補正であります。町道整備事業については、七ヶ浜縦断線舗装工事の事業が国の補助事業として認められ、町債につきましても補助裏債として認められることから、地方債の限度額を3,590万円から7,090万円に変更するものであります。今回、補正の主なものとしましては、人事院勧告及び人事異動等の未整理分の調整、町道整備工事、家計急変世帯分の物価高騰対応重点支援給付金支給事業、小学校特別支援教育用備品購入事業等であります。

それでは歳入について説明いたします。31ページをお開きください。14款国庫支出金2項、国庫補助金1目、総務費補助金6万円は物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で、家計急変世帯への物価高騰対応重点支援給付金事業へ充てるものであります。4目土木費国庫補助金3,500万円は年次計画で進めております、七ヶ浜縦断線舗装工事の事業が国の令和6年度補正予算において追加された防災安全社会資本整備交付金事業に該当するとの内示があったため追加するもので、歳出において七ヶ浜縦断線舗装工事にかかる予算を道路新設改良費に追加計上し、その財源とするものであります。

18款2項1目財政調整基金繰入金1,831万9,000円の減額は財源調整に伴うものであります。21款1項4目、土木債3,500万円は七ヶ浜縦断線舗装工事の地方負担分の財源として充てるものであります。充当率は100%であります。続いて、歳出について説明いたします。初めに人件費についてですが、議会議員分、特別職分、職員分については、人事院勧告及び人事異動等の未整理分の調整によるものでありますので、説明は省略させていただきます。

39ページをご覧ください。3款1項11目物価高騰対応重点支援給付金支給事業費、低所得世帯支援枠等は物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の推奨事業メニューの一つとして、令和6年1月から12月までで家計が急変し、同一の世帯に属するもの全員が令和6年度分の町民税が非課税である世帯と同様の事情にあると認められる世帯に対し、給付金を支給するものであります。支給額は1世帯あたり3万円を、その世帯に18歳以下の子供がいる場合は子供一人当たり2万円を加算し給付するものであります。給付金の総額は170万円で、住民税非課税世帯相当分の世帯を50世帯、子供加算分の対象人数を10人と見込み計上しております。

46ページをご覧ください。8款2項3目道路新設改良費14節工事請負費7,200万円につきましては、歳入でも説明いたしましたが年次計画で進めております。七ヶ浜縦断線舗装工事の事業が国の6年度の補正予算において認められ、事業促進を図るため実施するものであります。工事の延長は550メートルを予定しております。

49ページをご覧ください。10款2項小学校費2目教育振興費17節備品購入費150万円については、汐見小学校の児童が校内の階段を移動する際に利用する可搬式昇降機を購入し、児童の移動環境の改善を早急に図るためのものであります。説明は以上となります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 4点について。

○議長（安倍敏彦君） 3点お願いします。

○13番（仁田秀和君） 議案書39ページの3款1項11目18節について伺います。物価高騰対応重点支援給付金ということで家計急変、先般の補正に続き、家計急変世帯分として計上されました。おおむね全協の方で説明いただきましたが、改めまして国のメニューで生活者支援と事業者支援というものが8項目ございますが、このメニューを選定した理由と、その効果について伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君） こちらのメニューの選定につきましては、まず広く住民と事業者支援を行いたいというふうな思いと、すみません、今回の部分につきましては家計への影響が大きいついていうことで低所得者への支援をしたいについていうことでのこのメニューとなっております。あと全協の方でも説明しましたが、今回のメニューの他にも広く町民と事業者へ支援したいということで水道料金の減免、子育て世帯への支援をしたいということで、給食費の方も行っております。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） それでは、交付金活用ということでございました。支給対象でございますね。この世帯がこういった支給事業を知らなかったり。あとは申請を忘れてたりして支給を受けられない場合が想定されると思います。これを防ぐためにどのような周知活動を行う予定なのか。特に家計急変のご自覚がない世帯にも支援の可能性を伝える仕組みが必要と考えますが、その具体的な施策についての説明を求めます。

○議長（安倍敏彦君） 長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君） 家計急変世帯につきましては、収入等をこちらの方で把握したうえで、支給させていただきますので、住民への周知というところを、繰り返し広報やウェブサイトと幅広く活用しながら行っていきたいというふうに考えております。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） それでは2点目に移ります。46ページの8款2項3目14節の町道整備工事等で7,200万の追加ということでございます。こちら全協の方で説明いただいたんですけども、今回の整備工事における具体的な工事内容、また仕様について説明を改めて求めます。

○議長（安倍敏彦君） 建設課長。

○建設課長（鈴木英明君） 工事の仕様としましては、今現況のある舗装の構成、こちらを舗装版を削りまして、下の路盤、こちらの方ですね、セメントと乳剤、攪拌しまして、下に上層路盤の6センチ上に表層の5センチを被せる工事で、舗装の景観性と走行性を確保する工事となっております。あと延長については、まず西側の方ですね。大代の交差点、県道との交差点、くつつく分の170メートルとですね、あと全協の方では西友さんとか七十七銀行、その辺の部分ということで説明をしておりましたが、今回、7年度こちらで予定しておりました。西友の西側から下田堤、こちらの方に380メートルを舗装する内容となっております。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 特に全協の説明から変更はないということですね。あつ、変更があつてそちらを7年度でやるっていうことになったってことですね。すみません。もう一度お願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 建設課長。

○建設課長（鈴木英明君） 東側、こちらから下田堤まで、こちらを7年度以降ということで説明しておりましたけども、ちょっと前倒しで6年度の補正で380メートルを工事することとしております。

○議長（安倍敏彦君） 課長、もう一度お願いします。課長、もう1回最後の方。

○建設課長（鈴木英明君） 全協の方では、7年度以降で施工と考えておりました西友さんのところから東側、下田堤部分の380メートルを、今回6年度補正で施工とすることとしました。

○13番（仁田秀和君） はい、議長。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） そうしますとまずこの赤線部分、こちら全協で説明いただいた分というふうに理解しますが、この黄色線部分、令和7年度以降実施予定箇所というものが今回の補正に含まれるということで理解してよろしいんですか。えっ、違いますか。

○議長（安倍敏彦君） 建設課長。

○建設課長（鈴木英明君） 黄色と赤の部分、こちらを交換して、6年度の補正対応をさせて

いただきたいと考えております。

○議長（安倍敏彦君） 課長、もう1回お願いします。なんかもう1回お願いします。

○建設課長（鈴木英明君） 全協でお示しさせてもらっていましたが、まず西側、県道との丁字路の残っている交差点、まずこちらは6年度補正で実施いたします。それと汐見台南の信号がある部分、赤い部分となってる290メートル、こちらの部分とですね、7年度以降で380メートル、黄色くなってる部分を交換して、6年度補正で上げさせていただきたいと考えております。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） そうすると、大幅な仕様変更があると思いますので、全協で、アスファルト、インターロッキング箇所の、アスファルト式なんでその辺は変わらないかなと思うんですけども、延長部分であったりとか、そういったところの仕様も変更されるのかなというふうに思いますので、適切な補正額なのかなというところを、もう一度説明を求めたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 建設課長。

○建設課長（鈴木英明君） 290メートルのちょうど七十七銀行前、こちらの部分はインターロッキングになっておりまして、インターロッキングの取り外しとか、そういった処理費、そういった部分でかなりお金もかかるんですね。延長的には確かに290メートルから380メートルと長くはなるんですけども、今回この380メートルの西友から東側、下田堤までのこちらの方がインターロッキングがありませんので、たまたま舗装の撤去とか、インターロッキングの撤去処理費、そういった部分で面積的にもちょうどがっちゃんこと、ちょうどタイミングよく、変えられたような感じで。偶然でありますけども、金額を変えずに施工ができるというかたちになっておりました。

○議長（安倍敏彦君） じゃあ、3点目。

○13番（仁田秀和君） すみません。3回以上になりますけれども、ちょっと説明的にどうなのかなという部分ありましたので。処理費分とその延長分っていうものががっちゃんこっというか、たまたまっていうことですけど、こういうこともあるのかなというふうにちょっと驚愕しますけれども、ちょっとそこの変更となった理由についての説明がなかったので、そこについての理由を求めます。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 私の方から、全協のときにお話をして、銀行の前とかヤマザワの周辺

の所、インターロッキングから単純な黒舗装になるというふうなことでお話をさせていただきました。その時に、もうちょっとあそこの一番、まあある意味では汐見台の中心の所で、景観も含めてもうちょっと考えたらいいんじゃないかというお話をいただきましたので、それであればそのインターロッキングの部分の後回しにして検討させていただいて、そして後年度に舗装するというエリアを延長させていただいて、それで最終的には、できればインターロッキングを新しくする形で、あそこを単純な黒舗装ではなくて、やはり同じような、そういったものを検討させていただいてやらせていただくためにちょっと全協とのお話とは違いますが、こちらの方ではまずはそちらの方を延長させていただいて、最終的にはあのエリアをというふうな考えで進めさせていただきたいということでございます。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） すみません。これ3回目にさせてもらっていいですか。ありがとうございます。実際に、質疑を設けさせてもらったのもそういったインターロッキング、景観への配慮という部分があったので、じゃこれあの一点削除させてもらってですね。後回しにされるということで、そちらについてはちょっと期待をさせていただこうかなというふうに思います。

3回目なんですけれども、工期については説明いただきましたけれども、工事中交通規制、騒音など住民生活への影響が考えられますが、これらに対する対策について伺います。縦断線については説明ありましたとおり年次計画によって現在工事中でありまして、片側通行の交通規制が入っております。かなり渋滞も見受けられておりますので、迂回路であったり住民への事前周知がかなり必要だと思いますので、その点について事前周知であったり住民説明はどのような形で行われる予定なのか伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 建設課長。

○建設課長（鈴木英明君） 工事の周知方法に関しましては、事前に町の広報であったり、ホームページ、あと路線に工事の予告看板を配置、あと関係路線のエリアには、チラシをこちらで対応したいと考えております。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） それでは3点目に移ります。49ページの10款2項2目17節について、すみません。聞き漏らしがあったと思いますので、特別支援教育用備品購入代についての詳細について改めて説明を求めます。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（稲妻和久君） 49ページの特別支援教育用の備品について改めて説明をいたします。特別支援の、汐見小学校の児童が校内の階段を移動する際に利用する、可搬式の階段昇降機。キャタピラのついた移動型の、可搬式の階段昇降機の購入ということでございます。以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 動線上にある階段にこの可搬式昇降機を設置するということでしょうか。こちら、いろいろと要望もあると思いますので、その要望について沿った形で導入されるものなのか伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（稲妻和久君） ただいまの質問についてお答えいたします。要望に沿ったというところでございますが、児童の移動にしっかり対応したっていう形で考えさせていただいております。具体的には、北校舎後ろ側の、北校舎とあと前側の南校舎の、そちらの移動に対応する。あと、南校舎に移動した際に、2階3階の教室の中で活動するという場面がありますので、2階3階に安全に登り降りできるように、購入を考えているものでございます。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 移動に関しては介助であったり、職員の対応であったり、そういったところは十分に配慮されるということで間違いないでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（稲妻和久君） 安全面の配慮は十分にしていまいります。

○議長（安倍敏彦君） ここで暫時休憩いたします。午前11時20分より再開いたします。

午前11時06分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（安倍敏彦君） 再開いたします。ただいま、総務課長より訂正がございますので発言をお願いします。

○総務課長（藤井孝典君） 先ほど答弁いたしました内容で訂正がございますのでご説明いたします。先ほど、恵子議員の質問でございました地域手当の件でございますが、出向先を富谷市と説明しておりましたが、こちら富谷市には出向しておりますが、経費としては今回の執行でございませぬので誤りでございました。民生費から執行しているのは、以前、後期高齢者広域連合へ出向していた職員、こちらが戻ってきて、その経過措置分、緩和分として支

給しているものとなります。なお、富谷市へ出向している職員については、負担金として支出し、市町村研修所からの給与が支給されていることから、当町では地域手当としての計上ではございませんでした。お詫びして訂正申し上げます。

もう一点、あと議案第5号の最後の方で第1条の施行期日を令和6年12月1日からというふうにご説明申し上げましたが、正しくは令和6年4月1日からということで、こちらも含めてお詫びして訂正いたします。申し訳ございませんでした。

○議長（安倍敏彦君） それでは他に質疑ございませんか。岡崎議員。

○11番（岡崎正憲君） 1点質問させていただきます。46ページの工事請負費の町道の件でございます。くどいようですが再度お尋ねしたいのは、施工箇所が今回変更で工事をしたいということでございますが、そうなった理由の中で、インターロッキングの問題が私たちとしては期待を持ってこの交換、場所交換っていうのを考えていいものなのか、ただ単なる検討のためなのか、その辺の理由を再度お尋ねしたいと思っております。

○議長（安倍敏彦君） 町長。

○町長（寺澤 薫君） あの場所についてはやっぱり景観って言いますか、汐見台のですね。南工区、北工区の中心というふうなことでございますので、やはりインターロッキングをベースにしてやりたいというふうなことで、さらに検討を加えてまいりたいということでございます。単純なる黒舗装じゃなくてですね、そういった結果も加味して今インターロッキングを打ち替えたいと言いますか、変更したいということでございます。

○議長（安倍敏彦君） 岡崎議員。

○11番（岡崎正憲君） 私たちにとってはありがたい、非常に大切な内容だと思うんですが、まあ期待を持っていいのか、ある程度検討段階だけなのか、あえて聞かせていただきます。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） それについては議会の了解もいただかなければなりません。けれども、その分ですね。グレードアップする分はどうしても町の持ち出しが発生するという。そういったことも含めて、まずは検討というよりは、その方向で進めたいということでその分を工事を申し訳ございませんが、検討期間を、というかグレードアップするものを後回しにして、とりあえず先の部分を、黒舗装の分を先行させていただくというふうなことでご理解いただければと思います。

○議長（安倍敏彦君） 他に質疑ありませんか。熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） 1点お伺いいたします。39ページ3款民生費1項社会福祉費の11目、

物価高騰対応重点支援給付金支給事業についてお伺いいたします。今回は1回と違いまして、家計急変世帯ということでございました。全協と先ほどの説明の中でも、対象世帯が50世帯で、子供一人当たり2万円の対象が10人というようなご説明でございました。単純に、50世帯が対象で、10人の子供だけでいいのかどうかというところ、どのような判断でこのように50世帯の子供が10人対象というふうなことを判断されたのかどうか、まず伺いたいというふうに思います。

○議長（安倍敏彦君） 長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君） 家計救済につきましては収入等をこちらの方で確認させていただいた上で、あの支給の有無を検討させていただくものですから、予算としましては幅広く、概算で申請の方をさせていただいている状況でございますので、子供の加算分につきましてもそれに見合うように、今回検討させていただいた次第でございます。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） 50世帯に対して、全く子供さんがいらっしゃらない世帯も多数いるかもしれないんですけど、10人という考え方が、ちょっともう少し子供さんの人数も多いのではないかなってちょっと思ったところでございます。判断基準が、今課長がおっしゃったとおりということなので、昨年では6年度の町民税等の対象ということでの、お調べになった形だとはいうふうに思いますけれども。一般的に50世帯対象で10人ってのはちょっと少ないなっていうふうに感じたところでございます。例えばですね。今後、この今回補正が通りまして、前回のように、予算が通ったら、いついつまで通知をして、いついつまで支給をするというようなことを明示していただいたんですけれども、今回はどのような流れとなるのか伺いたいというふうに思います。

○議長（安倍敏彦君） 長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君） 今回は1月の前回のですね。3万円の非課税世帯への給付とそちらと同様に、3月以降申請の受付を開始させていただきまして、3月号の広報にも掲載予定としておりまして、広く周知させていただきながら、皆様からですね。申請をいただきたいというふうに考えております。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） そうしますと、前回の非課税世帯と同じように、3月に通知をして3月下旬あたりから支給されるというふうな、第一回の際はそんなことでしたけれども、今回の家計急変の方々もそのような形でというふうに理解してよろしいのか。それからあと

転入転出ですね。特に4月で転入された方、それから転出された方等々が出てくる可能性があると思うんですけども。昨年の令和6年の1年間の住民税を対象にということですので、確認ですけども、転入された方に対しては対象外だというふうな形で理解してよろしいのかどうか、伺いたいというふうに思います。

○議長（安倍敏彦君） 長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君） 今回の給付に関しましては12月13日を基準日として考えておりまして、今後転出された方等につきましても十分に、ホームページ等で周知の方図っていきたいというふうに考えております。

○議長（安倍敏彦君） いやいや、対象になるかでしょう。

○8番（熊谷明美君） はい、転入の方は対象外でよろしいかどうか。4月の時点に入ってきた方、つまりうちの方では税金を納めてないってことですよね。

○議長（安倍敏彦君） 長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君） 転入の方につきましては対象にはならないというふうに考えております。

○8番（熊谷明美君） 以上です。

○議長（安倍敏彦君） 他にございませんか。直美議員。

○7番（佐藤直美君） 3問です。まず一点目は熊谷議員と同じ39ページの物価高騰対応重点支援給付金に関してです。単純に、説明あった通り、50世帯この物価高騰対応、家計急変制タイプってということで50世帯と子供10人とした根拠ですね。ご説明いただいているんですけども、ちょっとなぜ50世帯で子供10人なのか、そして家計急変って言っていますけれども今物価が高騰し続けていて家計急変してない世帯でも、同じ給与、報酬をもらっているとなると、そこも家計急変ぐらい同じようなんじゃないかっていう意見が町民からも聞かれます。そのこのところどのように考えてこれを実施しようとしたのかも合わせてお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君） 家計急変世帯につきましては収入の書類を確認させていただいた上で、その方が対象になるかっていうところを判断させていただいております。それで世帯数につきましては、ここ数年実施させていただいております、同様の家計急変世帯への支給っていうところを踏まえて、予算が足りなくならないようなことを踏まえて、今回予算の計上をさせていただきました。

○議長（安倍敏彦君） 直美議員。

○7番（佐藤直美君） では前回実施した際は、何十世帯ほど申請をして、まあ申請漏れした方がないんだろうっていう想定で、この50世帯だったのかどうかをお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君） 令和5年度に実施させていただきました、家計急変世帯での実績につきましては、5世帯申請の方いただいております。

○議長（安倍敏彦君） 直美議員。

○7番（佐藤直美君） 5世帯というのは、十分だったのか、どうだったのかっていうのも合わせて、ちょっと聞いたつもりだったんですけども、そのこのところの説明はいただけてないと思われる。

○議長（安倍敏彦君） 長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君） 家計急変世帯っていうところで物価高騰している中でのその周辺に対するあの給付金っていうような意味合いで支給の方をさせていただいておりますが、町広報、周知の方広くさせていただく上で、できるだけ皆さんに分かりやすく説明をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（安倍敏彦君） 直美議員。

○7番（佐藤直美君） 先ほどお答えいただかなかったのもう1回質問させていただきます。

5世帯っていうのは少ないと私は見込みます。なぜ5世帯、令和5年度は5世帯しか申請していなかったものを、同じようなことをまた令和6年度でやろうと思ったのか、その根拠っていうのをご説明していただけてなかったので再度質問いたします。

○議長（安倍敏彦君） 長寿社会課長、

○長寿社会課長（沼倉隆弘君） 今回低所得者支援枠で非課税世帯への3万円の給付を行っております。ただその対象の収入の年度が違うものですから近々、家計が急変している世帯もあると思いますので、その方々に対しての物価高騰への支援というところを踏まえて、今回上げさせていただきます。

○議長（安倍敏彦君） はい、次に移ってください。佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君） それでは次に移ります。46ページです。8款2項3目の14節建設工事費、町道整備工事へ追加。もろもろのご説明いただいていたんですが、私からの質問は安全性の確保に関してになります。こちら令和7年度と6年度のスイッチした部分。西友と、全協でいただいたところの赤い印の部分とこちらの丁字路となっている部分って結構やっぱりこう車が前までぐっと出てこなきゃいけないとかあとは前の歯医者の方とかでも小学生がいろいろ事

故に遭ったりとか、結構こって私保護者からの目線なんですけど、ちょっと危険だなぁというところがあります。工事時間内は例えば17時まで工事するとなると、放課後の時間帯になります。ですので周知方法として、学校への周知もやっぱり必ず配布するべきだなと思います。それといつも周知方法が広報とホームページのみとなっていて、まあ周辺の住民の方、それから企業の方々にはチラシでしっかりと周知するということですが、町の公式ラインだったりインスタグラムだったりっていうのでも、周知するお考えはないのか、ちょっと質問長くなったんですけどもそのところお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 建設課長。

○建設課長（鈴木英明君） こちらに関しましては交通誘導を、横断歩道もありますし、工事に、安全に支障のないように配置をしたいと考えております。周知方法に関しましては学校へもちろんチラシも考えておりました。ラインも活用して工事を周知したいと思っております。以上です。

○議長（安倍敏彦君） 直美議員。

○7番（佐藤直美君） それでは次に移ります。49ページです。10款2項2目17節、備品購入代、特別支援教育用備品購入代に関してもろもろ先ほど説明いただきましたけれども、こちらの階段に設置するということは全ての児童が利用する階段かと思われます。その利用する児童の安全面は確保するというので、先ほどお話ありました。けれどもその全児童が使用してキャタピラ式のものが設置されるとなると、今まで児童が利用していた階段分の幅がこう狭まるかと思われますので、そのところの兼ね合いというか全児童に対しての指導ではないですけども、全児童の安全面っていうのも必要になってくるかと思えます。壊さないとかそういったところもやっぱり大事になってくるかと思えますので、分かっていたらその階段に対してどれくらいそれが幅を取って、全児童がどれくらいこう利用できるのかっていうのも、合わせてご説明願います。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（稲妻和久君） ただいまの質問についてお答えいたします。階段昇降機自体は幅は64センチでございまして、安全面ということなんですけれども、学校の方で児童への安全教育というか指導は十分にしていますので、配慮はまずは学校の先生中心にしっかりとやります。

（「階段の幅は。」の声あり）すみません、階段の幅ですね。今ちょっと手元に資料がなくてお答えすることはできないんですが、できません。すみません。

○議長（安倍敏彦君） できない、できないってことはあとで報告するってことですか。後で報

告するところでよろしいですか。それで進めていいですか。暫時休憩します。

午前 11 時 39 分 休憩

午前 11 時 39 分 再開

○議長（安倍敏彦君） 再開いたします。教育総務課長。

○教育総務課長（稲妻和久君） 階段の幅の部分でございますが、正確にはちょっと申し上げられませんが、半分、60センチに対して、同程度の幅は確保できると思います。あと可搬式でありますので、移動しながら常時そこに設置されてるってということではないので、児童の移動と一緒にですね。教員ないし指導者というか、介助者と一緒に進んで参りますのでずっと常設がありませんので、その辺は安全確保はできるものと思っております。

○議長（安倍敏彦君） 直美議員。

○7番（佐藤直美君） 詳しい説明で理解はできたんですけども、常設ではないと言ってもやはりちょっと仕様が分からないので何とも言えないんですけども、使わない児童、子どもたちって何するか結構読めないところがあります。やっぱり何か突起物が出てると乗ってしまったりとかいろいろなことが想定されます。で、学校の方でももちろん指導するってことなんですけど、この150万円かけるってなると結構な金額だと思うんですね。今まで私も見ててすごくいいことだと思うんです。必要なんですが、なのでそういったところでどんな仕様かというのが見えてないところでの質問なんですけれども、学校の指導というところで、十分なのかっていうわけではないんですが、保護者に対しても全体的にしっかりとできるのかっていうところもう一度お伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 教育長。

○教育長（須藤 清君） このことについて私から回答します。特別支援学級に在籍する子供についての安全については、校長として指導すべき事項の優先順位第一位です。ですので、この子についてこの昇降機を使ってこれから生活するんだよ、っていうことは全校集会あるいは各学級で、これは徹底的に指導させます。私が言うまでもなく校長は指導します。それから乗っている子供の心理はどうか、そのことを乗っているところを見て、周りの子供達はその子をどのように受け止めるのか、そのことへの心情の指導も、最優先事項として指導します。これはとっても大事な指導と認識していて、議員さんおっしゃる通り安全面はもとより、障害のある友達が機器を使いながら学校生活を共に送りたいんだ。この指導を徹底していきたいと私は、校長は考えています。以上です。

○7番（佐藤直美君） 3回しました。以上です。

○議長（安倍敏彦君） 他に質疑ございませんか。はい、恵子議員。何点ですかね。

○6番（鈴木恵子君） 1点です。32ページ総務費です。2款1項一般管理費で2節給料、会計年度職員の給料が減額になっております。726万2,000円ですね。これはなぜ減ったのか、という事で何名分の給料なのでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 総務課長。

○総務課長（藤井孝典君） それではただいまの質問につきましてお答えいたします。会計年度職員は当初予算でフルタイムで7名予算措置しておりましたが、執行段階では3名ということになっております。その分の差分の減額とさせていただきます。以上です。

○議長（安倍敏彦君） 恵子議員。

○6番（鈴木恵子君） 要するに4名足りない分が採用されていないということなんでしょうけど、この間、例えば業務を遂行する上でその補充に向けての取り組みっていうのはされたんでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 総務課長。

○総務課長（藤井孝典君） 業務につきましては必要に応じて追加したりとか、あと人材の補填等々は常に関係課と協議しながら進めておるところであります。予備としてもまだ人件費の方がありますので、緊急な場合が出た時はそちらの方で措置するようなことで考えています。以上です。

○議長（安倍敏彦君） 他に質疑ございませんか。篤議員。

○2番（鈴木 篤君） 1点だけご質問いたします。同じところのちょっと繰り返しになって恐縮なんですけど、49ページの、皆さんもご質問された、可搬式階段昇降機のくだりなんですけど、ちょっとこれ他の議員さんもおっしゃってるように仕様が分からないので何とも分からないところなんですけども、汐見小で今必要とされている児童さんがいらっしゃって、で要望があつての設置ということなんですけども、そのお子さんが最長で6年間学校にいらっしゃると思うんですけども、その後というのはどうなるんでしょうか。何かこう必要なところに移動できる仕様なのかというところをちょっとお尋ねしたいです。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（稲妻和久君） ただいまの質問についてお答えいたします。小学校にいる期間ではもちろん活用っていうことにはなりますが、あと中学校に上がる時に、また持ち運びできますので、中学校でも利用できるということです。あと、もちろん卒業した後も、新たに必要な

お子さんが入学することがございましたら、あと途中で必要になるっていう場合ももちろんありますが、その時にも活用できるというような昇降機になってございます。

○議長（安倍敏彦君） 篤議員。

○2番（鈴木 篤君） そうしますと、設置した後、設置箇所が移動できるというか別の場所に持っていける仕様だっているという捉え方でよろしいですか。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（稲妻和久君） その通りでございます。

○議長（安倍敏彦君） 篤議員。

○2番（鈴木 篤君） この点に関して最後に、他の小中学校から同じような要望があった場合、やはり設置しないと不公平なのかなと思うのですけれども、現在私の知る限りで恐縮なんですが、汐見小だけってことになりますよね。他の学校から要望された際はどうされるのかお尋ねします。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（稲妻和久君） 現在のところ必要ということではいただいているのが汐見小学校になります。もちろん他の所から、そういった入学なりあの途中で必要になった場合については、保護者と学校と相談しながら検討するというようなことになります。（「承知しました。以上です。」の声あり）

○議長（安倍敏彦君） 他に質疑にございませんか。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 3点ほど。歳出の方で質問させていただきます。32ページ、これまでもる前者の方々が質問していたものについて、再度それぞれ質問させていただきます。32ページの2款1項1目一般管理費、会計年度再任用職員給与の減額について質問させていただきます。先ほどの説明では当初予算では7名で現在3名ということであります。当初の7名っていうのは、その業務上必要とした人数かと思います。そこで不足分の配置すべき部署っていうのがどこだったのか、その点が1点。あとは、4名が不足分については会計年度。まあこれが一本化されてるのかちょっと分かりませんが会計年度の再任用職員とかですね。そういうものの充足がされたのか、さらに業務上4名必要なのに3名で4名分の事業が他の職員に対して業務上、過大な事業になっていなかったのか、その点、残業時間とかそういう業務内容について説明を求めたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 総務課長。

○総務課長（藤井孝典君） まず人数の方になりますが、予算計上段階では昨年度ベースを基準

として積算しております。今年度実際に配置し人事が行われ、採用するにあたって適切な人数で割り振りをしたものと。あとは、予備分を総務の方では、各課で足りなくなった緊急時の場合の予備分の人件費も持っているということで、今回はその予備分を抑えつつも人事配置の方で、間に合っている部分の方を整理させていただいたということになります。それで、最後の方のご回答と合わせてとなりますが、この減によって業務に負荷がかかっているということではございませんということでのご回答となります。以上です。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 次に移ります。46ページ縦断線の問題であります。私としては一点です。要するに今回ですね。全協で説明された箇所と、説明で6年度と7年度の重要箇所の変更だということではあのときもまあ議員から質問が出ていたインターロッキングの保存についての配慮ということでは、検討の余地があったのかなってふうに思います。そこで二つほど。この来年度に繰り越した部分については、町内の区長及び連合町内会等々のもので、地域の住民の意見を聞いている代表者等々の意見をですね。反映した形で検討されたのか、その点を伺いたいと思います。まずその点から。

○議長（安倍敏彦君） 建設課長。

○建設課長（鈴木英明君） 区長さん方からの意見は聞いておりません。ただ、先ほど町長が答弁した通り、インターロッキングの耐久性、施工してから40年ほど交換してないってということだったり、景観にも配慮をして、インターロッキングを残すという方針に変えさせていただきました。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） この事業について全協で、6年度の460メートルということで説明がありました。今回のですね。補正についての事業費は同じであるけれども、事業箇所が変更になったという説明であります。そういう点ではですね、全協で説明していたものが、今回突然突如、変更になったという内容の経過であります。であれば、何のための全協を開いたんだべかなと思うんですね。そういう点では、せめて時間が猶予できないのであれば、せめて今日の本会議の前、時間的な場所ですね、確保して事前の説明はすべきではなかったのかなっていうふうに私個人的には考えるんですけど、そういう配慮ってのはできなかったのかどうか。

○議長（安倍敏彦君） はい、副町長。

○副町長（平山良一君） 私の方から回答申し上げたいと思います。おっしゃる通りですね。時間があれば、もう一度計画について再度説明するっていうことが必要だったかと思いますけれ

ども、今回はちょっと時間的なこと、それから県の方にも問い合わせをしたっていうようなことで時間もかかってしまったっていうことで、ちょっとできかねました。ただ今日のっていうふうなことに、ちょっとそこまでは私も検討っていうところまでなかったところでございます。今後そういったことがあるのであれば、当然ながら説明については検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 次に移ります。49ページ、前者のる説明を求めておりました。10款2項2目学校教育振興費の節区分17、備品購入費であります。そこで当局、担当課から説明がなかったんですけども、同様の備品を十数年前購入していた経過があるかと思います。その説明がない中で今回の新規購入ということに、私としては理解するわけなんですけども、その前機種 of 備品の再利用ができなかったから、多分こういう風に新たな購入したと思うんですけども、前機種の状況について説明を求めたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（稲妻和久君） ただいま質問にお答えいたします。確かに前機種ございまして、そちらの耐用年数が過ぎておりまして、使える状態ではないということで今回新規で上げさせていただいております。

○12番（歌川 渡君） 今耐用年数が来たからおっしゃっていましたが、私たちのいろんな身の周りの備品っていうのは耐用年数を当然計算しているんですよ。建物だって40年とか45年とかってありますけど、それを要するに耐震化とか耐久年数の補強をしてこう長くしているんでしょう。ということで、前機種の、いつ購入して、何年目になってこれまでどういう修理をして、使えなくなったのかですね。キャタピラがゴムなんで、もう劣化して使えないと。しかし、それを修理すればで120、150万かけなくたって使えるような状況になったのではないかな。そこで、前回のと、耐用年数等も含めて修理の見込みがなかったのか、そういう計算をしたのかどうか。今回の購入にあたって。そういうものについての積算について説明を求めたい。要するに前機械を修理としたら、購入にあたって、どちらがメリットがあるのか。修理した場合、このぐらいかかると、なので新しいのを買った方がいいんだというような説明を求めたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（稲妻和久君） 耐用年数っていうお話はさせてもらったんですけど、その後に、修理しても使えない状況だっていうところを確認いたしまして、それで今回購入ということで、

皆様方にあげさせていただきました。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） この、前回の昇降機、一日稼働しているわけじゃないですよ。そして再稼働したって、これまで十数年間で、引き続き利用していたのかもしれないですけども、稼働時間からすれば、機能的には20年経っても使えるような状況になっているはずですよ。そんなにこう頻繁に自動車みたいに朝から晩までバスとかそういうのみたいに、日常的にずっと使っているわけじゃないので、そういう点では管理の仕方が問題でそういうふうになったのかな。あとは修繕見積もりという考えはなかったということで理解してよろしいんですね。今の考えだと。全く町民の税金使った新しいのを作りましょう、過去のを修繕した方が安くてもそんなの関係ねえ、という形で考えてよかったんだろうか。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（稲妻和久君） 修繕はできる状況じゃなかったというようなところで、こういう内容であげさせていただいております。

○議長（安倍敏彦君） 他にございませんか。はい、では残りの1問、仁田議員。（「削除しました。」の声あり）削除しましたか。他に質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）

次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声が多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 日程第7 議案第7号 令和6年度七ヶ浜町国民健康保険特別会計補正
予算（第4号）

○議長（安倍敏彦君） 日程第7 議案第7号令和6年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。当局の説明を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） それでは、議案第7号令和6年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

議案書の53ページをお開き願います。既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ64万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ24億5755万3000円に定めようとするものであります。初めに歳入についてご説明いたします。

議案書58ページをお開きください。5款1項1目一般会計繰入金64万円は職員人件費の財源として追加するものです。

次に歳出についてご説明いたします。

議案書は次のページをご覧ください。1款1項1目一般管理費64万円は、職員人件費について、人事院勧告及び人事異動等の未整理分の調整に伴い追加するものであります。以上でご説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）
質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）

次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声が多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第8号 令和6年度七ヶ浜町介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（安倍敏彦君） 日程第8 議案第8号令和6年度七ヶ浜町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。当局の説明を求めます。長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君） それでは議案第8号令和6年度七ヶ浜町介護保険特別会計補正予算（第3号）について説明いたします。

議案書の60ページをご覧ください。今回の補正は保険事業勘定予算について規定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ673万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ21億2,322万8,000円に定めようとするものです。補正の理由といたしましては、歳入歳出ともに人事院勧告並びに人事異動等による未整理分の人件費の調整になります。

以上、議案第8号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。恵子議員。

○6番（鈴木恵子君） 1問です。66ページ、介護保険特別会計補正予算の包括支援事業費の中で一般職員の減額になっていますね。それがなぜ減額に至ったのかというところなんですけれど。

○議長（安倍敏彦君） 長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君） 人数的には変わらないです。全体の人数は変わらないですけれども、こちらの包括的支援事業の当初の人数としましては、4人だったものが1人分、財源の振替によりまして変更したことによって減額するということになります。

○議長（安倍敏彦君） 恵子議員。

○6番（鈴木恵子君） そうしますと、業務遂行上には特に問題ないということでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君） その通りでございます。

○議長（安倍敏彦君） 他に質疑ございませんか。直美議員。

○7番（佐藤直美君） 1問です。65ページになります。歳入に関してです。全体的にこちらの国庫支出金、県支出金のところで減額が298万4,000円と149万2,000円とあります。こちらの歳入が減額になった理由っていうのは、町でやった事業か何かで使わなかったから減額なのか、その理由をご説明いただければと思います。

○議長（安倍敏彦君） 長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君） 事業の減額というわけではなくて、先ほども申し上げさせていただきました。人件費の歳出の分での減額ということになります。

○議長（安倍敏彦君） 直美議員。

○7番（佐藤直美君） ご説明していただいた通りかと思うんですが、もしましたら恵子議員が質問したとおり、人員が減って、業務を遂行するうえでは支障なかったということなんですけれども、十分に、例えば介護保険、こちらで使うべきものを使ってしっかりと遂行できたのかどうかっていうのをもう一度ご説明願います。全ての必要とされるところに配置できたのかというところです。

○議長（安倍敏彦君） 長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君） 財源の振替によってこちらの財源から人数1名分減ってはいるんですけれども、実務を行ううえでの人数ということでは変わりございませんので、事務実務をする上では支障はございません。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）
質疑ないので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）

次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声が多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第9号 令和6年度七ヶ浜町水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（安倍敏彦君） 日程第9、議案第9号令和6年度七ヶ浜町水道事業会計補正予算（第3号）の議題といたします。当局の説明を求めます。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（後藤謙一君） 議案第9号令和6年度七ヶ浜町水道事業会計補正予算（第3号）について説明いたします。

議案書68ページをご覧ください。第2条は収益的支出について1款事業費用の既決予定額から240万1,000円を減額し、4億6,062万3,000円に定めるものでございます。第3条は基本的収入額が資本的支出額に対し不足する額の減額に伴う文言の整理、資本的支出については、既決予定額から100万2,000円を減額し、1億2584万7,000円に定めるものでございます。

次に補正予算の内容について説明いたします。72ページをご覧ください。収益的支出の1款1項2目配水及び給水費11万8,000円の追加と4目総係費251万9,000円の減額については、人事院勧告及び人事異動等の未整理分の調整によるものでございます。

74ページをご覧ください。資本的支出の1款1項1目排水管整備事業費100万2,000円の減額については、収益的支出の補正内容と同様に人事院勧告及び人事異動等の未整理分の調整によるものでございます。

以上、議案第9号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）
質疑ないので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）

次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないので、これにて討

論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声が多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第10号 令和6年度七ヶ浜町下水道事業会計補正予算（第4号）

○議長（安倍敏彦君） 日程第10、議案第10号、令和6年度七ヶ浜町下水道事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。当局の説明を求めます。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（後藤謙一君） 議案第10号令和6年度七ヶ浜町下水道事業会計補正予算（第4号）について説明いたします。

議案書75ページをご覧ください。第2条は収益的支出について1款事業費用の既決予定額から88万4,000円を減額し、5億5,823万5,000円に定めるものでございます。第3条は資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額の増額にとまなう文言の整理、資本的支出については、既決予定額に27万4,000円を追加し、3億7,092万円に定めるものでございます。

次に補正の内容について説明いたします。

79ページをご覧ください。収益的支出の1款1項6目総係費88万4,000円の減額については、人事院勧告及び人事異動等の未整理分の調整によるものでございます。

80ページをご覧ください。資本的支出の1款1項1目公共下水道整備事業費27万4,000円の増額については、収益的支出の補正内容と同様に人事院勧告及び人事異動等の未整理分の調整によるものでございます。

以上、議案第10号の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）
質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）

次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声が多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案

は原案のとおり可決されました。暫時休憩いたします。

午後0時14分 休憩

午後0時15分 再開

○議長（安倍敏彦君） 再開いたします。お諮りいたします。先ほど、仁田秀和議員より、ガソリン税見直しを求める意見書の提出についての議案が提出されました。これを日程に追加し議題といたしたいと思いますが御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって議員提出議案第2号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることにしました。暫時休憩いたします。

午後0時15分 休憩

午後0時16分 再開

○議長（安倍敏彦君） 再開いたします。

追加日程第1 議員提出議案第2号 ガソリン税の見直しを求める意見書の提出について

○議長（安倍敏彦君） 追加日程第1 議案提出議案第2号ガソリン税の見直しを求める意見書の提出についてを議題といたします。提出者、仁田秀和議員へ説明を求めます。仁田議員御登壇願います。

〔提出者 仁田秀和議員 登壇〕

○13番（仁田秀和君） 13番、仁田秀和でございます。それでは、私から議員提出議案第2号について説明させていただきます。ガソリン税の見直しを求める意見書について、地方自治法第12条及び七ヶ浜町議会会議規則第14条の規定により提出するものでございます。

提案理由は、近年原油価格の高騰や円安の進行などの影響によりガソリン価格が上昇を続け、国民生活が地域経済に深刻な影響を応募しております。地方自治体においては、ガソリン価格の高騰が住民生活や地域経済に直接的かつ深刻な影響を及ぼしているのにも関わらず、その対策を地方自治体単独で講じることは極めて困難であります。よって、国に対しガソリン価格引き下げのための緊急かつ実効性のある対策を講じることを強く求める意見書の提出を提案する

ものでございます。

内容につきましては、事前に全議員各位よりご賛同承っておりますので、説明は省略させていただきます。以上、地方自治法第99条の規定により国の各関係大臣等に提出するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） この際、全議員が提出者及び賛成者のため討論を省略し採決をしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので異議なしと認めます。仁田秀和議員御降壇願います。

〔提出者 仁田秀和議員 降壇〕

○議長（安倍敏彦君） これより採決をいたします。本案は原案の通り決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって本案は原案の通り可決されました。

○議長（安倍敏彦君） 以上をもちまして、令和7年七ヶ浜町議会定例会1月第2回会議に付議された案件は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

本定例会は、明日1月29日から12月26日までの332日間を休会といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本定例会は、明日1月29日から12月26日までの332日間を休会とすることに決しました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦勞様でした。

午後0時20分 散会

この会議録は、書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

令和7年1月28日

七ヶ浜町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員